

瀬田川共同橋P C B等含有塗膜調査業務
仕様書

大津市企業局

瀬田川共同橋P C B等含有塗膜調査業務
特記仕様書

第1章 総則

（適用）

第1条 本特記仕様書は、大津市企業局（以下「発注者」という。）が実施する瀬田川共同橋P C B等含有塗膜調査業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(滋賀県土木交通部)」(以下「共通仕様書」という)によるものとする。

（業務目的）

第2条 本業務は、現況の塗膜に含まれている可能性がある有害物質（PCB 等）について、試料採取及び分析を行うものとする。

（履行場所・対象施設）

第3条 本業務の履行場所は、瀬田川共同橋（大津市玉野浦）とする。

（履行期限）

第4条 本業務の履行期間は、契約日から令和7年7月18日までとする。なお、分析結果（速報値）については6月末を目途に報告すること。

（貸与品等の貸与及び返還）

第5条 監督職員は、設計図書で貸与と定めた図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

（1）水管橋台帳

（2）その他必要があると思われるもの

第2章 業務内容

（業務計画書の作成）

第6条 契約締結後速やかに本業務の実施体制を整えるとともに、関係資料の収集・整理、及び業務内容の確認を行い、試料採取及び分析方法等を記載した業務計画書を作成する。

（現地踏査）

第7条 調査に先立ち、現地条件（塗膜採取箇所、採取数量、近接方法、塗膜採取方法等）の把握を行う。

(土地への立ち入り等)

第 8 条 本業務において民地への立入りは原則不可とする。やむを得ない場合は監督職員と協議し、対応すること。

2. 業務実施により伴う植物の伐採、かき・さく等の除去または土地若しくは工作物の一時使用による生じる損失は受注者の負担とする。

(塗膜試料採取)

第 9 条 採取箇所及び採取量は、塗膜の劣化等がなく、かつ直射日光や水掛かりの影響を受けにくい場所ので 1 箇所とする。採取量は、上塗から下塗までの全ての塗膜について適切に分析できる量とする。

2 試料採取は剥離剤を用いて適切に採取するとともに、ビニールシート養生等を使用し、周辺への飛散防止に努めなければならない。

3 作業員の健康障害防止のため、手袋、防塵衣類、安全メガネ等を着用すること。

(塗膜復旧)

第 10 条 採取した塗膜部分の復旧塗装を実施する。

2 塗膜復旧はスプレー缶（ジンクリッチ）などの簡易復旧を想定しているが、復旧方法については事前に監督職員に了解を得ること。

(成分分析)

第 11 条 採取した塗膜試料の分析項目は、PCB（含有試験）、クロム（含有試験）、鉛（含有試験及び溶出試験）とする。

2 分析方法については、PCB は「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 5 版）（令和 2 年 10 月環境省）」に基づき、鉛、クロムは「産業廃棄物の検定方法に係る分析操作マニュアル（第 2 版）（令和元年 10 月環境省）」に基づき実施する。

(打合せ協議)

第 12 条 打合せ協議は、次の区切りにおいて計 3 回行うものとする。なお、新たに業務の追加がない限り、回数は設計変更の対象としない。

(1) 業務着手時

(2) 中間（業務計画書提出時、現地踏査後等）

(2) 業務完了時（成果品納入時）

2 打合せ協議の記録および整理は受注者が行い、速やかに監督職員に提出するものとする。

(報告書の作成)

第 13 条 本業務の成果として、調査結果（分析結果も含む）について整理し、作成した資料の取りまとめを行う。

(成果品の提出)

第 14 条 提出する成果品は、次のものとする。

(1) 報告書 3 部

(2) 電子データ(CD - R) 2 部

2 受託者が、委託者に提出する成果物等は原則として上記のとおりとする。ただし、監督員の指示により部数、体裁の変更及び別途の成果物等の作成を指示することがある。

3 電子納品について

本業務は電子納品対象外とする。

4 成果品は、全て委託者の所有とし、委託者の承諾を得ず他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

第 3 章 その他

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

第 15 条 受託者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第 1 号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。

また、受託者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。

3 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(疑義)

第 16 条 受注者は業務の実施にあたり、疑義が生じた場合には監督職員と協議するものとする

【塗装更新の履歴】

- 1972 年 9 月 瀬田川共同橋竣工
- 1978 年度 塗装更新工事実施
- 1989 年度 塗装更新工事実施
- 1997 年度 塗装更新工事実施
- 2015 年度 塗装更新工事実施
- 2024 年度 吊部材補修工事実施(吊部材カバー撤去及び撤去部塗装更新)

令和 年 月 日

{

 不当要求
 不当介入

}

 業務妨害
 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
 大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
受 託 者	所在地	(本社) 電話 () — F A X () —	
		(現場事務所) 電話 () — F A X () —	
	名 称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者 等	(通報者の職・氏名) 電話 () —	
		(対応者) 所属会社名 電話 () —	
		氏 名	
役 職			
不当介入の 行為者	住 所	電話 () — F A X () —	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕 (下請の場合は、現場事務所の所在地)		電話 () — F A X () —
業務件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報) 有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課
	(通 報 日 時) 令和 年 月 日 時 分頃		

- 注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受託者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。